

広島県告示第百六十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十二号）第八十二条の規定によつて、次のとおり指定居宅介護支援事業の廃止の届出があつた。

平成二十年二月二十五日

広島県知事 藤田雄山

指定居宅介護支援事業者 の主たる事務所在地	名 称	居 止 し た 事 業 所 を	廢 止 年 月 日	指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 者	
				名 称	所 在 地
福山市手城町三丁目 二〇番一号	有限会社吉祥	居宅介護支援事業所 業所吉祥	平成一九年三月 一日	有限会社愛・ラ イフコムニー	福山市川口町二一 一〇一四三
福山市手城町三丁目 二〇番一号	(有)愛・ライフコ ミューン居宅介 護支援事業所	居宅介護支援事業 所	平成一九年六月 三〇日	社会福祉法人萌 生会	東広島市西条町吉行 一四五六番地
福山市手城町三丁目 二〇番一号	居宅介護支援事 業所あすなろ	ふるさと指定居 宅介護支援事業	平成一九年一一 月一日	医療法人社団も みの木会	山県郡北広島町新庄 二一四七番地一
福山市手城町三丁目 二〇番一号	居宅介護支援事 業所	ふるさと指定居 宅介護支援事業	平成一九年一一 月一日	有限会社咲楽	三次市畠敷町八四六 番地一
福山市手城町三丁目 二〇番一号	居宅介護支援事 業所	ふるさと指定居 宅介護支援事業	平成一九年一一 月一日	介護支援事業所 ちよだ中央居宅 所	山県郡北広島町有田 一一九二番地